

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の  
提出を求める公示

平成19年3月6日

近畿地方整備局

琵琶湖河川事務所長 河村 賢二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、琵琶湖沿岸部でのコイ科魚類の産卵・魚卵・仔稚魚の各段階生態についてモニタリングを行い、当該年の瀬田川洗堰の操作について評価を行うとともに水陸移行帯の修復策の立案を行うものであり、琵琶湖の水質に関する業務や琵琶湖沿岸部のコイ科魚類の調査に関する業務に携わった実績を有し、琵琶湖の水位変動による沿岸域でのコイ科魚類等魚類の生態についての総合評価が行える技術力が必要であることから、(財)琵琶湖・淀川水質保全機構(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度琵琶湖沿岸部産卵実態調査検討業務

(2) 業務内容

生態系に配慮した瀬田川洗堰の水位調節結果検証

水陸移行帯の改善手法検討

コイ科魚類産卵期におけるコイ科魚類産卵数・仔稚魚生残数調査

(3) 履行期限 平成19年12月10日

3. 業務目的

本業務は、琵琶湖沿岸部でのコイ科魚類の産卵・魚卵・仔稚魚の各段階生態についてモニタリングを行い、当該年の瀬田川洗堰の操作について評価を行うとともに水陸移行帯の修復策を立案するものである。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コ

ンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

琵琶湖の水質に関する業務や琵琶湖沿岸部のコイ科魚類の調査に関する業務に携わった実績を有し、琵琶湖の水位変動による沿岸域でのコイ科魚類等魚類の生態についての総合評価が行える技術力を有すること。

3) 業務執行体制に関する要件

琵琶湖の固有種を含めた琵琶湖に棲息するコイ科魚類の産卵・魚卵・仔稚魚の各段階における同定ができる専門家を有していること。

琵琶湖沿岸部の水質、琵琶湖沿岸部の植物、琵琶湖の水位変動に関する情報を蓄積保有し、迅速・効率的な業務執行が可能なこと。

3) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に、業務が完了し、引き渡しが済んでいる業務で、国の機関((独)水資源機構を含む)又は地方公共団体の発注による、下記に示す同種業務の実績を元請けとして1件以上有していること。

同種業務： コイ科魚類の種の同定・産卵量・仔稚魚生残量の調査に関する業務  
堰等の水位調節の評価、水陸移行帯環境修復検討に関する業務  
ただし、  
は同一業務でなくても良い。

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績は、以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・ 資格要件

以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士(総合技術監理部門：建設部門に関する科目又は環境部門に関する科目に限る)を有する者

イ) 技術士(建設部門又は環境部門)を有する者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者

ウ) R C C M (建設環境部門又は河川、砂防及び海岸・海洋部門)を有する者

エ) 水環境に関する博士の学位を有する者、又は学芸員の経験を10年以上有する者

・ 同種業務の実績

平成13年度以降に、業務が完了し、引き渡しが済んでいる業務で、国の機関((独)水資源機構を含む)又は地方公共団体の発注による、下記に示す同種又は類似業務の実績を有していること。

同種業務： ・ 魚類の種の同定あるいは産卵量・仔稚魚生残量の調査に関する業務  
又は  
・ 堰等の水位調節の評価に関する業務  
又は  
・ 水陸移行帯の環境修復検討に関する業務

類似業務： 湖沼(ダム湖含む)における生態系の調査あるいは評価・検討に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒520-2279

滋賀県大津市黒津4 - 5 - 1

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 経理課契約係

TEL : 077 - 546 - 0844 (代)

FAX : 077 - 546 - 0906

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年3月6日(火)から平成19年3月18日(日)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

尚、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提期期限

平成19年3月19日(月) 14時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)または、電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年4月2日(月)14時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定をうけていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of service :

The survey and analysis work on the actual spawning conditions of the cyprinid in the coastal area of Lake Biwa in 2007.

(2) Time-limit to express interests:

19, March, 2007 14:00

(3) Contact point for documentation relating to the proposal :

Accounting section contract guidance person in charge,  
Biwako Office of River, Kinki regional Development Bureau,  
Ministry of Land, Infrastructure and Transport,

4-5-1 Kurotsu, Otsu-City, Shiga, Japan, 520-2279

Tel 077-546-0844 Fax 077-546-0906

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:

Accounting section contract guidance person in charge,  
Biwako Office of River, Kinki regional Development Bureau,  
Ministry of Land, Infrastructure and Transport,  
4-5-1 Kurotsu, Otsu-City, Shiga, Japan, 520-2279

Tel 077-546-0844 Fax 077-546-0906

以 上